



避難所への支援物資配送体制を強化

佐川急便と協定を締結

豊中市は、佐川急便株式会社と「災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定」を締結します。本協定により、災害が発生した際、市の要請に基づき、支援物資の受け入れや配送に必要な人員・資機材の提供を受けられるようになります。支援物資の配送を円滑に行うことで、避難所へ必要な物資を迅速に届ける体制の強化をめざします。

協定の概要

1. 協定の締結先

佐川急便株式会社 関西支店（大阪市此花区島屋 4 丁目 4 番 51 号）

2. 協定の内容

市の要請により災害発生時に、支援物資の受け入れや配送を実施

※佐川急便株式会社による主な支援内容（有償）

- ・市の要請に基づく物資の集積・搬送拠点の提供
- ・避難所等への支援物資の配送計画の策定および配送の実施
- ・荷役作業に必要な人員および資機材の提供

3. 協定締結式

日 時：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日（火）11 時～11 時 30 分

場 所：豊中市役所 第一庁舎 3 階 第二応接室（豊中市中桜塚 3-1-1）

出席者：佐川急便株式会社 関西支店 支店長 谷本 信幸 様

豊中市長 長内 繁樹

【報道機関からの問い合わせ先】

都市経営部危機管理課

担 当：伊藤 TEL：06-6858-2683

E-mail：kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp